

令和 4 年度 監査計画

令和 4 年 3 月

岩手町監査委員

目 次

I 目的	2
------	---

II 基本方針	2
---------	---

III 実施予定の監査等の種類及び実施時期等	3
------------------------	---

1 監査	3
------	---

- (1) 定期監査
- (2) 隨時監査
- (3) 財政援助団体等監査
- (4) その他の監査等

2 検査	5
------	---

- (1) 例月出納検査

3 審査	5
------	---

- (1) 決算審査
- (2) 基金の運用状況審査
- (3) 健全化判断比率及び資金不足比率の審査

4 その他	6
-------	---

IV 監査結果等の公表	7
-------------	---

(※巻末資料)

参考 1 監査等の実施予定一覧

参考 2 監査等の種類

I 目的

岩手町監査委員職務執行規程（平成16年岩手町監査委員告示第2号）第8条及び岩手町監査基準第7条に基づき、令和4年度の年間監査計画を次のとおり定め、業務の効率的かつ効果的な運営を図るものとする。

なお、実施個別計画については、同規程第8条第3項の規定により、監査等の対象機関ごとに、予定期日、実施項目、重点事項及び提出させる資料につき、着手前に作成のうえ、別途通知するものとする。

■岩手町監査委員職務執行規程（平成16年岩手町監査委員告示2号）

（監査計画）

第8条 監査等は、あらかじめ年間計画及び個別計画を定めて行う。

2 年間計画は、監査等の実施時期、重点事項及び方法につき年度開始前に定める。

3 個別計画は、監査等の対象機関ごとに、予定期日、実施項目、重点事項及び提出させる資料につき、着手前に作成する。

■岩手町監査基準（令和2年岩手町監査委員告示1号）

（監査計画）

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

II 基本方針

監査実施の基本方針は、岩手町監査基準第10条に基づき行うものとする。

■岩手町監査基準（令和2年岩手町監査委員告示1号）

（実施の実施手続き）

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

III 実施予定の監査等の種類及び実施時期等

年間における主な監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)の種類及び対象、並びに実施予定時期を次の通り定めるものとする。

1 監査

(1) 定期監査

【着眼点】令和4年9月30日現在の上半期において、町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施する。

【実施時期】令和4年10月下旬～11月上旬　監査室

【監査対象】別途通知する。

【実施手続】調書及び関係書類の提出を求め、当該関係部局ごとに試査による書類審査を行い、必要に応じて実地検査を行う。

(2) 随時監査

①工事監査

【着眼点】工事の計画、設計、積算、契約、施工手続、設計変更手続、検査、維持管理及び委託業務手続等の妥当性と効率性が図られているか、文書全般の処理方法は適正かどうかを主眼に実施する。

【実施時期】適宜

【監査対象】別途通知する。

【実施手続】調書及び関係書類の提出を求め、当該関係部局ごとに試査による書類審査を行い、必要に応じて実施検査を行う。

②水道棚卸現物監査

【着眼点】棚卸資産の購入・維持管理等が適正に行われているかを主眼に実施する。

【実施時期】令和5年3月31日　川口浄水場及び子抱浄水場

【実施手続】調書及び関係書類の提出を求め、立会検査を行う。

③学校等監査

【着眼点】必要があると認めたとき、定期監査に準じて実施する。

【実施時期】定期監査に併せて、現地において実施する。

【監査対象】別途通知する。

【実施手続】調書及び関係書類の提出を求め、当該関係部局ごとに試査による書類審査を行い、必要に応じて実施検査を行う。

④その他随時監査

【着眼点】必要に応じ別に定めるほか、定期監査に準じて実施する。

【実施時期】適宜

【監査対象】必要に応じ、協議の上、別途通知する。

【実施手續】調書及び関係書類の提出を求め、当該関係部局ごとに試査による書類審査を行い、必要に応じて実施検査を行う。

(2) 財政援助団体等監査

【着眼点】令和3年度に補助金・交付金を受けた団体及び地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設管理運営を行わせている団体を抽出選定し、財政援助効果及びそれら会計・事務手続き並びに団体指定業務及び指定管理者の管理業務が適正に行われているかについて監査する。

【実施時期】適宜

【監査対象】別途定める。

【実施手續】調書及び関係書類の提出を求め、試査による書類審査を行い、必要に応じて実施検査を行う。

(4) その他の監査等

指定金融機関の監査及び特別監査（監査請求、賠償責任監査、町長並びに議会の要求監査等）については、必要と認める場合又は請求・要求を受理した場合に実施する。

2 検査

(1) 例月出納検査

【着眼点】会計管理者及び管理者の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。以下同じ。）の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼に実施する。

【実施時期】毎月概ね20日をめどに、次により監査室（議会委員会室）において実施する。なお、都合により変更する場合がある。

令和4年4月：4月20日（水）	令和4年10月：10月20日（木）
5月：5月19日（木）	11月：11月21日（月）
6月：6月20日（月）	12月：12月20日（火）
7月：7月20日（水）	令和5年1月：1月20日（金）
8月：8月22日（月）	2月：2月20日（月）
9月：9月21日（水）	3月：3月22日（水）

【実施手続】原則として試査による

3 審査

(1) 決算審査

①公営企業会計

【着眼点】決算書類が水道事業会計の経営状況及び財政状況を適正に表示しているか、関係法令に準拠して作成され、かつ効率的に予算執行されているなどを主眼として実施するほか、審査にあたっては、岩手町決算審査要領に定めるところによる。

【実施時期】令和4年7月下旬 監査室
(決算書を受理してから60日以内)

【実施手続】原則として試査による（関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続をもって実施）

②一般会計及び各特別会計

【着眼点】決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施するほか、審査

にあたっては、岩手町決算審査要領に定めるところによる。

【実施時期】令和4年7月下旬～8月上旬 監査室
(決算書を受理してから60日以内)

【実施手続】原則として試査による（関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続をもって実施）

(2) 基金の運用状況審査

【着眼点】基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

【実施時期】一般会計及び各特別会計の決算審査に併せて行う。

【実施手續】原則として試査による

(3) 健全化判断比率及び資金不足比率の審査

【着眼点】健全化判断比率及び資金不足比率の算出過程に誤りがないか、並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施する。

【実施時期】一般会計及び各特別会計の決算審査に併せて行う。

【実施手續】原則として試査による

4 その他

その他監査の実施に関し必要な事項は、協議のうえ、別に定める。

IV 監査結果等の公表

1 監査委員は、原則として監査終了後に講評を行う。その後、法令等諸規定に基づき監査結果を決定し、町長及び議会等に報告書を提出する。また役場掲示場に掲示するほか、町広報などにより、これを公表するものとする。

(1) 監査

ア 定期監査

監査終了後、町長及び議会等へ報告書を提出する。

イ 隨時監査

監査終了後、町長及び議会等へ報告書を提出する。

ウ 財政援助団体等に関する監査

監査終了後、町長及び議会等へ報告書を提出する。

エ その他監査

監査終了後、町長及び議会等へ報告書を提出する。

(2) 検査

ア 例月出納検査

実施月毎に、町長及び議会等へ報告書を提出する。

(3) 審査

ア 決算審査

議会の開催日程等を勘案した上、公営企業会計決算、一般会計及び特別会計決算は、令和4年8月末までに町長へ意見書を提出する。

イ 基金の運用状況審査

決算審査に併せて提出する。

ウ 健全化判断比率及び資金不足比率の審査

決算審査に併せて提出する。

2 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、組織及び運営の合理化に資するため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査等の結果に関する報告に添えてその意見を提出するものとする。

参考1

監査等の実施予定一覧

月	監 査	検 査	審 査	摘 要
令和4 4月		20日(水) ：例月出納検査		未定 [盛地監査協] 定期総会・研修会
5月		19日(木) ：例月出納検査		5/20[県監査協] 臨時総会・研修会
6月		20日(月) ：例月出納検査		
7月		20日(水) ：例月出納検査	下旬：決算審査	
8月		22日(月) ：例月出納検査	上旬：決算審査 健全化審査	
9月		21日(水) ：例月出納検査		
10月	下旬：定期監査 学校等監査	20日(木) ：例月出納検査		10/26～27 [全国監査協] 表彰式・研修会
11月	上旬：定期監査 学校等監査	21日(月) ：例月出納検査		
12月		20日(火) ：例月出納検査		12/1～2 [県監査協] 第23回町村監査委員・職員研修会
令和5 1月		20日(金) ：例月出納検査		
2月		20日(月) ：例月出納検査		2/24[県監査協] 第25回定期総会・研修会
3月	31日：水道棚卸監査	22日(水) ：例月出納検査		

監査等の種類

区分	種類	合議	公表	報告書提出先	根拠等
監査	(1) 定期監査	要	○	議会、町長等	法第199条④
	(2) 隨時監査	要	○	議会、町長等	法第199条⑤
	(3) 行政監査	要	○	議会、町長等	法第199条②
	(4) 財政援助団体等に対する監査	要	○	議会、町長等	法第199条⑦
	(5) 公金の収納又は支払事務に関する監査			議会、町長等	法第235条の2② 公企法第27条の2①
	(6) 住民の直接請求に基づく監査	要	○	議会、町長等 代表請求人	法第75条
	(7) 議会の要求に基づく監査	要	○	議会	法第98条②
	(8) 請願の措置としての監査				法第125条
	(9) 町長の要求に基づく監査	要	○	町長	法第199条⑥
	(10) 住民監査請求に基づく監査	要	○	請求人	法第242条
	(11) 町長又は管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査			町長又は 管理者	法第243条の2③ 公企法第34条
	(12) 共同設置機関の監査	要	○	関係市町村長	法第252条の11④
検査	(1) 例月出納検査			議会、町長等	法第235条の2①
審査	(1) 決算審査	要			法第233条② 公企法第30条②
	(2) 基金の運用状況審査	要			法第241条⑤